

全国商工会連合会

会長 森 義 久 様

要 望 書

令和3年2月24日

福島県商工会連合会

会 長 轡 田 倉 治

令和3年 2.13 福島県沖地震における 中小企業・小規模事業者支援に関する要望

全国商工会連合会におかれましては、事業者支援事業及び商工会への各種施策、また、国への意見提言活動を継続いただき、深く感謝を申し上げます。

さて、今月 13 日に福島県沖で発生した最大震度 6 強の地震は、東日本大震災の余震であり、当時の記憶がよみがえるほどの揺れにより大きな被害を及ぼし、新型コロナウイルスの影響で多くの事業所が今後の経営見通しが立たない中、さらに厳しい経営を強いられております。

つきましては、かつてないこうした深刻な状況をご賢察の上、事態の早期終息と中小企業・小規模事業者及び商工会への支援についてご尽力を賜りたく、下記の事項について国に対して働きかけくださいますよう要望いたします。

1. 地震からの復旧のための経営支援補助事業等について

現在、持続化補助金は意欲ある小規模事業者の経営改善に大変役立っております。

つきましては、令和元年台風型同様、この度発生いたしました大地震に対しましても施設設備の復旧に利用できる特別枠を設けていただきますよう、国に対して働きかけくださいますよう要望いたします。

また、新型コロナウイルスや大地震につきましては、小規模事業者のみならず中小企業全体が影響を受けており、特に雇用する従業員が多い中小企業ほど経営資源の維持が難しくなっている現状にあります。

つきましては、この二重苦から多くの事業者が復旧できますよう、中小企業等グループ補助金の活用も視野に入れた支援を国に対して働きかけくださいますよう要望いたします。

また、これを機に新たな展開ができるよう「第二創業」や「業態転換」等にかかる補助金の拡充強化につきましても、国に対して働きかけくださいますよう要望いたします。

2. 持続化給付金の継続実施と要件の緩和について

コロナ禍の厳しい経済状況に加え今回の地震が発生いたしました。売り上げが前年比 20%・30%減少で推移している事業所も多く見受けられ、今後耐え切れず廃業に追い込まれる事業者も増えると考えられます。

今回の新型コロナウイルスと大地震の二重苦支援として、適用要件を見直した特別版持続化給付金の実施につきまして、国に対して働きかけくださいますよう要望いたします。

3. G o T o トラベル事業の小規模事業者への配慮と早期利用再開について

G o T o トラベル等により、売り上げを回復できた宿泊業者も多くあり、大変ありがたい事業ではありますが、現在新型コロナウイルスの影響により停止されており、宿泊施設へ出向くこと自体が敬遠されがちであります。

また、現在の仕組みにおいては、大きな事業者へ恩恵が集中しているとも言われており、小規模宿泊事業者への効果が少ないとの指摘もあります。

つきましては、制度面において小規模事業者向けの工夫をしていただくとともに、感染状況を見据えたうえでの早期再開につきまして、国に対して働きかけくださいますようお願いいたします。

4. 厚生年金保険料等の納付特例制度の延長 及び確定申告の期限延長等について

経営者は、今まで新型コロナウイルスの影響により、事業活動の縮小を余儀なくされており、資金繰りに大変苦慮しております。

厚生年金保険料等については1年間の納付期限猶予制度があり、確定申告につきましては1か月の期限延長がありますが、新型コロナウイルスに続く地震被害と、さらに財政が厳しい状況が見込まれるため、猶予期間のさらなる延長など、状況により柔軟な対応をしていただくよう、国に対して働きかけくださいますようお願いいたします。

また、雇用調整助成金については、4月までの延長措置がなされましたが、地域雇用の維持のため、その後においても新型コロナウイルスや地震からの復旧状況に応じた柔軟な支給がなされるよう、国に対して働きかけくださいますようお願いいたします。

5. 地震被害にかかる商工会施設等災害復旧の補助金について

この度の地震について、福島県内商工会の約4割（40件程度）において建物のひび割れや備品等の破損がありました。多くの商工会は軽度の被害でしたが、数カ所はガラスや壁、備品の損壊がありました。

中でも、当商工会連合会は建物の構造上被害が大きく、ヒビ割れや内壁の破損、特に移動式書庫は全体が損壊しており、その被害は東日本大震災を上回っております。

つきましては、地域事業者の経営支援を継続するため、県連や商工会の施設・設備災害復旧に対する補助金を国に対して働きかけくださいますようお願いいたします。



福島県商工会連合会

〒960-8053 福島市三河南町 1 番 20 号 (コラッセふくしま 9F)
TEL (024)525-3411(代) FAX(024)525-3413